

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	s00198	施設名称	第二清掃工場(工場棟)		
所在地(住所)		松阪市桂瀬町744番地1			
					
根拠条例	松阪市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例		担当部署	環境生活部 清掃施設課	
設置年度	平成14年度		財産区分	12 公共用財産	
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	市は、市の区域内における一般廃棄物の適正な処理に必要な処置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質向上、施設の整備、作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。				
施設の設置目的に沿った運営状況	市区町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により一般廃棄物処理計画を定めそれに基づいて運営を行なっている。				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	第二種低層住居専用地域		
駐車場(収容台数)	40台				
土地	敷地面積	44,546㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	工場棟			
	用途	工場	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階	
	建築年月	平成14年10月18日	建物取得費(全体)	133,665,000円	
	延床面積	1,029.9㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成22年度	平成23年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	対象建物	工場棟	工場棟		
	施工内容	ごみ焼却施設整備等	ごみ焼却施設整備等		
	費用	69,727,993円	45,416,167円		
リスク・高機能化対応度					

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM8:30～PM4:30	休所(館)日	日・土曜日、祭日
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	一般廃棄物を適正に処理するための廃棄物処理施設で、主に、可燃物を処理する		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	3.00 人	労務員	10.00 人	再任用職員	1.00 人	非常勤職員	1.00 人	合計	15.00 人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)-③					266,545,423円				
市民一人あたりのコスト					1,577.19円				
財源		補助金等収入		その他収入		8,631円			
		使用料等収入		③年間収入合計		163,215,631円			

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
ごみ搬入件数(年間日数、H22=252,H23=252,H24=255)	車	46,640	48,832	50,170
ごみ搬入件数(1日あたり)	車	185	194	197
施設見学件数(利用団体、H22=24,H23=31,H24=23)	人	980	1,288	856

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	施設の老地朽化が進み今後多額の改修費が必要となる。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	新工場建設後解体予定
特記事項	新工場建設が進行中(平成27年4月運営開始)

